令和4年度兵庫県立都市公園指定管理者

淡路佐野運動公園 《 募 集 要 項 》

令和4年8月(更新版) 兵庫県淡路県民局洲本土木事務所 兵庫県まちづくり部公園緑地課

目 次

はじ	とめに	2
1	対象公園	2
2	公園の概要及び管理区域	2
3	公園の管理運営等	3
4	業務の内容	3
5	管理の方法	4
6	指定期間及び業務に係わる経費	6
7	指定管理者と県の責任分担	. 15
8	応募方法	. 16
9	応募に関する留意事項	. 20
1 0	選定方法	. 21
1 1	スケジュール(予定)	. 26
1 2	協定の締結	. 26
1 3	その他	. 28
1 4	応募書類配布先	. 29
1 5	申込み・問合せ先	. 29

はじめに

兵庫県では、県立都市公園の管理業務について、より一層のサービスの向上と業務の効率化を 目指すために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、公の施設の指定管理者の指定等 理者の指定等に関する条例(平成16年条例第2号)第2条及び公の施設の指定管理者の指定等 に関する条例施行規則(平成16年規則第4号)並びに兵庫県立都市公園条例(昭和39年条例 第53号)の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 対象公園

淡路佐野運動公園

2 公園の概要及び管理区域

所在地 : 淡路市佐野新島

開園面積 : 29.5ha 種 別 : 運動公園

開園年月日 : 平成 15 年 5 月 3 日 29.5ha 開園

有料公園施設供用日:1月4日から12月28日 (火曜日を除く)

有料公園施設(屋内練習場、第1野球場以外)供用時間:9時から17時まで

有料公園施設(第1野球場(ナイター利用がない場合)供用時間:9時から17時まで) 有料公園施設(第1野球場(ナイター利用がある場合)供用時間:9時から21時まで)

有料公園施設(屋内練習場)供用時間:9時から21時まで

都市公園法第5条許可施設:

- ① 次期指定管理者が管理しなければならない施設
 - ・第1野球場ナイター設備(設置者:淡路市教育部スポーツ推進課) ※別途、淡路市との契約により業務を受託してください。

(「淡路市ナイター設備運営管理業務委託契約書(案)」別添『資料集』参照)

- ② 都市公園法第5条許可施設のうち次期指定管理者が県に管理許可申請を行い、管理しなければならない施設
 - 該当なし
- ③ 次期指定管理者が管理する必要のない施設(以下「管理対象外施設」という。)
 - ・サポートセンター (設置者:淡路市産業振興部商工観光課)
 - 電気自動車用急速充電器(設置者:兵庫県企画部地域振興課)
 - · Wi-Fi 設備※(設置者: 兵庫県企画部情報政策課)
 - ※ 第1野球場に設置
- ※ 都市公園法第5条許可施設とは、次のいずれかに該当し、公園管理者の許可を受けて公園管理者以外の者が設置又は管理する施設
 - ①公園管理者自らが設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
 - ②公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

なお、設置又は管理には、公園管理者に対して許可申請及び使用料の納付が必要です。

3 公園の管理運営等

兵庫県では「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画(ひょうごパークマネジメントプラン)」(H28.6)に基づき県立都市公園の管理運営等を行っています。

この基本計画を十分理解し、その目的がより高い水準で達成できる管理運営を期待します。

※ 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」は兵庫県のホームページに掲示しています。

HPアドレス: https://web.pref.hvogo.lg.jp/ks24/parkplan.html

4 業務の内容

指定管理者は、以下の業務を行うこととします。業務の詳細については、別添の県から示す管理水準書に記載しています。応募にあたっては適切な管理内容を提案して下さい。

※「管理水準書「Ⅱ 維持管理」における管理頻度や方法は、「標準仕様」を示しています。 管理方法や頻度の変更による公園利用者の利便性の向上、新たな魅力を付与する提案や、場 所の特性に合わせメリハリをつけた管理頻度の設定による公園全体として管理レベルを確保 する提案は評価しますので、理由を含めてご提案ください。

(1)維持管理

- ①植物管理
- ②施設管理
- ③占用施設
- 4)清掃

(2) 運営管理

- ①管理体制
- ②安全巡視
- ③利用の指導・運営
- ④利用料金等の徴収
- ⑤利用の許可
- ⑥利用の増進及び住民参画の取り組み
- ⑦施設命名権導入に伴う対応業務
- ⑧広告誘致に伴う対応業務
- ⑨運動施設の特別利用

(3) 緊急時の対応

- ①災害・事故への対応
- ②警備
- ③損害保険への加入

(4) その他

- ①県への報告
- ②県への損害賠償
- ③指定管理業務以外の業務

5 管理の方法

(1) 法令等の遵守

以下の法令等を遵守し利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営として下さい。

- ・都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・消防法、水道法、建築基準法、電気事業法ほか施設維持設備保守点検に関する法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- 公益通報者保護法
- ・個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する条例、情報公開条例
- ・公文書等の管理に関する条例
- ・公の施設の指定管理者の指定等に関する条例、公の施設の指定管理者の指定等に関する 条例施行規則
- ·兵庫県立都市公園条例、兵庫県立都市公園条例施行規則
- ・県民の参画と協働の推進に関する条例
- · 暴力団排除条例 · 暴力団排除条例施行規則
- ・県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱
- ・その他関連法規・通知・要領等

(2) 指定管理業務の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規程及び執行の体制を整備し、「4 業務の内容」を適切に執行して下さい。

①区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行わなければなりません。手持現金の取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

- ②施設、物品管理体制の確立
 - a 施設、物品の管理について、現行の公園台帳及び貸与備品及び物品一覧表を活用し、 適正に管理しなければなりません。
 - b 別紙、「資料集」に記載のある管理に必要な備品等は無償で貸与します。
 - c 事務室、倉庫、物品等のメンテナンス、修理は指定管理者が行うものとします。
 - d 指定管理者が県と協議の上、指定管理業務遂行上必要なものとして購入した備品は、 指定管理期間終了後の所有権は県に帰属するものとします。

③ 人員の配置

常勤の職員を1人以上配置すること。また、業務の遂行にあたっては、都市公園の管理の 業務に以下に掲げる資格又は経験を有する複数の人員を当該業務に従事させることが望ま しい。(非常勤の職員も含む)

a 所長

都市公園の管理運営に係る下記のいずれかの資格を有する者、もしくは都市公園の管理事務 所長の経験が1年以上ある者。

・技術士 (建設部門:都市及び地方計画、総合技術監理部門:建設)、1級造園施工管理技士、1級土木施工管理技士、公園管理運営士))

b スタッフ

都市公園の管理運営に係る下記のいずれかの資格を有する者、もしくは都市公園の管理経験が1年以上ある者。

技術士(建設部門:都市及び地方計画、総合技術監理部門:建設)、1級造園施工管理技士、 1級土木施工管理技士、公園管理運営士、公認スポーツ施設運営士、公認スポーツ施設管理 士、公認トレーニング指導士

※常勤:週間の勤務時間が30時間以上の者(30時間:7h30m/日の4日/週勤務)

④守秘義務

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

⑤個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例の規定を 遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護のための必要な 措置を講じなければなりません。

指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。また、個人情報の漏えい等の行為には、同条例に基づく罰則が適用される場合があります。

⑥情報の公開

指定管理者は、指定管理業務に係る文書等の情報の公開については、県の承認を得て別途情報公開規程等を策定し、必要な措置を講じなければなりません。

⑦行政手続きの措置

指定管理者は、使用許可等の行政処分にかかる審査基準、標準処理期間及び処分基準を 定め、これを公にしておく必要があります。

また、聴聞手続に関する規程を定める必要があります。

⑧内部通報処理の仕組みの整備

指定管理者は、公益通報者保護法により、通報・相談窓口の設置、内部規程の整備を行 う必要があります。

⑨適正な労働条件の確保

指定管理者は、労働関係法令を遵守し、指定管理業務に従事する労働者の最低賃金額以上の賃金の支払いをはじめ、適正な労働条件を確保するための必要な措置を講じなければなりません。

⑩公文書等の適正な管理

指定管理者は、公文書等の管理に関する条例の規定により、指定管理業務に係る文書の 適正な管理に関して、文書管理規定を定めるなど必要な措置を講じなければなりません。

(3)業務の委託

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができます。しかし、業務の全部又は 主要な部分を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

業務の一部を第三者に委託し、請け負わせる場合は、暴力団排除条例及び同施行規則及び

県契約における労働条件の確保に関する要綱に従わなければなりません。

6 指定期間及び業務に係わる経費

(1) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

(2) 管理経費の算出等について

①指定管理料

• 算出

指定管理料の算出に当たっては、必要な経費と利用料金等の収入を勘案し、提案して下さい。なお、必要に応じて指定管理料を算出した内訳資料等の提出を求める事があります。

・支払い

指定管理料の支払いは、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議のうえ、支払います。

県議会で議決後に県と指定管理者との間で基本協定を締結し、指定管理料はこれに基づいて締結する年度協定に明記します。(別添『資料集』の「年度毎の指定管理料基準額」参照)

• 管理口座

本公園の管理業務にかかる経理については、金融機関に専用口座を設けて下さい。 なお、専用口座は、別途、県に対して債権者登録が必要です。

• 支払条件

本業務に関して、四半期毎に指定管理者から提出される事業報告書等により、実施状況 及び施設の管理状況の確認をした後に支払うこととします。

なお、県と協議のうえ、県が認めた場合は、前払い金を支払うことができることとします。 ※ 指定管理料は消費税込みの金額で提案して下さい。

②指定管理料の変更

- a 会計年度(4月1日から3月31日まで)毎に、県予算の範囲内で定めるものとします。 なお、提案された指定管理料と県の行財政改革等による県予算に差異が生じた場合は、予 算に応じて管理水準を見直すことがあります。指定管理者は、予算に応じた管理水準案を 作成し、県に提出しなければなりません。
- b 各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じても、精算はせず、年度協定で決定 した額は変更しません。

指定管理業務が、年度当初の計画どおり実施されない場合は、指定管理料を減額します。 また、利用料金収入が計画と異なる場合にあっても指定管理料は変更しません。

- c 公園内に新たな施設が新築、更新、増設された場合については、その都度、県は、指定管理料を設定することとします。
- d 指定管理期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請等があった場合、県の指定管理施設における令和2年度の対応等を踏まえ、指定管理料(還付金)の見直しを行うことがあります。

③利用料金制度

指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とし、管理運営業務に充てることとします。

指定管理者は、兵庫県立都市公園条例に定める基準金額に 0.5 を乗じて得た金額から当該基準額に 1.5 を乗じて得た金額の範囲内の額で、知事の承認を受けて利用料金の額を定めるものとします。利用料金の額の設定に当たっては、新たなサービスの向上や利用促進*を図る観点で、積極的な提案を求めます。その際、利用料金を設定した考え方も合わせてご提示ください。公園毎の利用料金施設は、P.11<参考1:利用料金施設>のとおりです。

※ 施設利用者の利用に関する備品、機器や遊具等の充実、無料送迎車の導入等

④利用促進事業

a 事業内容

利用促進事業は、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資するなどの公益的な目的のために幅広い層の人を対象に、指定管理業務の一環として行う事業です。公園の資源を活かしたプログラムや、参画と協働による取組、公園の広報につながる事業などの提案を求めます。

特に指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。このとき、材料代など最低限の費用を徴収することは可能です。

なお、たとえ「支出が収入を上回る事業」であっても、その内容が上記のような公益的 目的を有しないようなイベント等は、収益事業として実施すべきものであり、利用促進事業として実施することはできません。

利用促進事業を実施するに当たり、都市公園法第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となります。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料を納付して頂きます。 (P.14<参考2:使用料>参照) ただし、事業内容に応じて50%又は100%の減免ができることがあります(減免規定は条例に規定)。

事業内容については、別紙様式集「様式6 3 (2)」に記載して下さい。提案に当たっては、別添「兵庫県立都市公園指定管理者公募公園の概要」も参考にして下さい。

(例:スポーツフェスタ、防災フェス、プロモーションビデオ 等)

【都市公園法第6条許可】

都市公園内において、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物については、都市公園法第6条に基づく許可申請及び兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料の納付が必要となります。(P.14<参考2:使用料>を参照)

「50%減免」

・公益目的のために占用するとき(設置工事のための占用を含む)。ただし、その利用に 料金を徴する事業の用に供するものについてはこの限りではない。

【兵庫県立都市公園条例第4条許可】

県立都市公園内において、都市公園法第6条の仮設工作物の設置を行わないイベント等を行う場合、兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請及び同条例第11条に基づく使

用料の納付が必要となります。(P.14<参考2:使用料>参照)

「50%減免」

- ・県の後援で公園の効用を高め又は公益目的のために使用するとき。
- ・国及び市町と共催又は後援で公園の効用を高め又は公益目的のために使用するとき。 「100%減免」
- ・県と共催で公園の効用を高め又は公益目的のために使用するとき。

b 収支

利用促進事業を行うために、指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることができます。このため、本事業に係わる収支については「様式7 収支計画書」に記載して下さい。

c その他

指定管理者に選定された場合でも、提案された利用促進事業の実施については別途県知事の承認が必要となります。

⑤光熱水費

指定管理者の負担とします。(別添『資料集』の「実績額」参照)

⑥消耗品費

1件10万円未満の事務用消耗品、管理作業用品、花苗、機械部品等の購入費用で、指定 管理者の負担とします。(別添『資料集』の「実績額」参照)

事務用品は、別添「資料集」の貸与備品及び物品一覧表に記載の備品等を貸与予定としています。その他必要に応じ県と協議の上、指定管理者の負担で調達することができます。 なお、貸与備品及び物品一覧表は予定であり、一部変更することがあります。

⑦修繕費等の取扱い

修繕等に要する費用負担は、その規模毎に以下のとおりです。

<u>小規模修繕</u>: 1 件 10 万円未満の修繕を小規模修繕(照明灯塗装、照明ランプ取り替え、 安定器取り替え、水中ポンプ修繕、便所修理、漏水修繕、門扉修繕、ベン チ修繕、その他)とし、指定管理料に含みます。(別添『資料集』の「実績 額」参照)

中規模修繕: 1件10万円以上30万円未満の修繕(遊具修繕、作業用機械修繕、建物修繕など)を中規模修繕とし、緊急時に迅速に対応できるように、別に指定管理者に業務委託することとします。そのため、指定管理料には含みません。

また、業務委託額は、施設の規模、修繕実績に応じた限度額を県が定めることとし、原則、県は修繕実績に基づき支払うこととします。

ただし、原因が指定管理者にある場合は、この限りではありません。

大規模修繕:1件30万円以上の修繕を大規模修繕とし、県が実施します。そのため、指 定管理料に含みません。

ただし、原因が指定管理者にある場合は、この限りではありません。

⑧委託費

・ホームページの管理運営費

ホームページの作成および維持管理、プロバイダ契約等については、指定管理者の負担とします。なお、指定管理業務の引継ぎが発生した場合は円滑に引継ぎを行うようにして下さい。特に、次期指定管理者は利用者への情報提供に空白期間を作らないようにして下さい。

・インターネット等による施設予約

利用者が、インターネット等により公園施設の利用予約が可能なシステムを導入して下さい。

また、公園施設の予約は、利用する2ヶ月前から可能なため、次回指定管理者の変更(ホームページの変更等)に伴うトラブルが生じないよう、指定管理期間終了後2ヶ月は、予約システムの運営を行うとともに、円滑な移行が図られるようにして下さい。

なお、佐野運動公園については(公財)兵庫県園芸・公園協会が運営する施設予約システムに参加することは可能ですが、その場合、費用の負担が必要となります。

HPアドレス: http://www.hyogo-park.or.jp/yoyaku/#

⑨印刷製本費

・パンフレット作成費

パンフレットの作成については、指定管理者の負担とします。なお、指定管理業務の引継ぎが発生した場合は、次期指定管理者は指定管理業務開始までに現在のパンフレットの問い合わせ先を修正する等の対応を行って下さい。

⑩賃借料

AED (自動体外除細動器)を第1野球場に1箇所、第2野球場とクラブハウスの2箇所、屋内練習場に1箇所をリース契約により設置しています。指定管理者はリース対応の4箇所について、リース業者と契約を締結して下さい。

①事業所税

事業所税が課税されることがありますのでご注意下さい。

(4) 収益事業の実施

①事業内容

収益事業とは、都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で行う、利用促進事業に該当しない事業(収益施設の設置、物品販売、イベント等)のことを示します。この事業は指定管理業務には含まれないため、事業を行うために、県が支払う指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることはできません。また、本事業を行うに際し、都市公園法第5条、第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となります。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料の納付が必要となります。(P.14<参考2:使用料>参照)

公園の既存施設を活用したイベントや公園利用者のニーズに応える新しい公園サービスの 積極的な提案を求めます。提案に当たっては、別添資料「兵庫県立都市公園指定管理者公募 公園の概要」も参考にして下さい。

事業内容については、別紙様式集「様式6 3 (2)」に記載して下さい。

【収益事業の例】

- a. 収益施設の設置・管理
 - ・収益施設の設置 (例:物販、飲食、サービス提供施設等)
 - ・収益施設(仮設)の設置(例:自動販売機、手ぶらバーベキュー、コインロッカー、 ドッグラン等)
 - ・収益施設の管理(例:運動施設を活用したスポーツスクール開催等)
- b. 物品の販売
 - ・物品販売、レンタル (例:キッチンカー、スポーツ用品の販売・レンタル等)
- c. イベントの開催、サービスの提供
 - ・イベント、体験プログラム (例:スポーツ大会、有料のセミナー開催等)

当公園では、淡路市商工観光課が設置・管理する、指定管理対象外の売店(サポートセンター)があります。売店では、公園利用者向けに軽食や飲料を販売していますので、 指定管理者が同様の事業を行う場合には、淡路市商工観光課及び商工会に事前に協議して下さい。

【都市公園法第5条許可施設】

(設置許可施設)

当公園には、利用者のサービス向上を図るため、自動販売機が設置されています。次期指定管理者が引き続き設置することは可能ですが、県に対して許可申請及び使用料の納付が必要となります。(P. 14<参考2:使用料>及び別添『資料集』参照)

また、淡路佐野運動公園では、淡路市スポーツ推進課が設置する第1野球場ナイター 設備がありますので、淡路市と別途業務委託契約を結んでください。利用者の利便性向 上のため、ナイター設備を活用した夜間の積極的な利用促進策を求めます。

(「淡路市ナイター設備運営管理業務委託契約書(案)」別添『資料集』参照)

②収益金

収益事業の収益金を公園管理費に充てることもできるので、その場合は、「様式7 収支計画書」収入の「その他収入」欄に金額を記載して提案して下さい。

③その他

指定管理者に選定された場合でも、提案された収益事業の実施については別途県知事の承認が必要となります。なお、承認後の利用促進事業への変更は認めません。また、収益事業として、公園施設を設ける場合の設置場所については、指定管理者の指定後、県との協議を踏まえ、最終決定することとします。

<参考1:利用料金施設> 兵庫県立都市公園条例第15条の2に規定する料金

	種別			単位	基準額	
運	野球場	興行のために利用	野球に利用	するとき。	1回につき	59,600 円
動		する場合	野球以外に	利用するとき。	1回につき	87,800円
施		興行のため以外に	野球に利用	するとき。	1時間につき	3,200円
設		利用する場合	野球以外に	利用するとき。	1回につき	36, 300 円
	サッカー場	興行のために利用す	る場合		1回につき	52,400 円
		興行のため以外に利	用する場合		1時間につき	3,200円
	多目的グラ	スポーツに利用する	場合	場合		500 円
	ウンド				つき1時間	
		スポーツ以外に利用	する場合		1ブロックに	8,800円
			つき1回			
	第2多目的	スポーツに利用す	全面積を利	用するとき。	1時間につき	2,100円
	グラウンド	る場合	2分の1以	下の面積を利用する	1時間につき	1,000円
			とき。			
				下の面積を利用する	1時間につき	500 円
			とき。			
		スポーツ以外に利		用するとき。	1回につき	35, 200 円
		用する場合	2分の1以下の面積を利用するとき。		1回につき	17,600 円
				下の面積を利用する	1回につき	8,800円
			とき。		-	
	屋内練習場	興行のために利用		利用するとき。	1回につき	103, 200 円
		する場合		外に利用するとき。 	1回につき	152, 300 円
		興行のため以外に	スポーツ	全面積を利用すると	1時間につき	6,200円
		利用する場合	に利用す	き。		
			る場合	2分の1以下の面積	1時間につき	3,200円
				を利用するとき。		
			スポーツ	全面積を利用すると	1回につき	62,700 円
			以外に利	き。		
			用する場	2分の1以下の面積	1回につき	31,400 円
			合	を利用するとき。		
		投球練習場			1時間につき	700 円
		トレーニング室	1回につき	600円		
	会議室				供用開始時刻	1,700円
					から12時まで	
					13時から17時	2,100円

	まで	
	18 時から供用	2,100円
	終了時刻まで	
	供用開始時刻	3,500円
	から17時まで	
	13 時から供用	3,900円
	終了時刻まで	
	供用開始時刻	5,400円
	から供用終了	
	時刻まで	

- 備考 1 利用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合の利用料金の基準額は、税引入場料総額の10パーセントに相当する額とする。ただし、税引入場料総額の10パーセントに相当する額が、基準額の欄に定めるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額に達しない場合は、同欄に定めるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額とする。
 - 2 野球場、サッカー場、多目的グラウンド、第2多目的グラウンド又は屋内練習場を平日に利用する場合は、基準額の欄に定めるそれぞれの額の範囲内で規則で定める額とする。
 - 3 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日 をいう。
 - 4 照明を伴う利用の場合は、基準額の欄に定めるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額に、1時間につき、屋内練習場を利用する場合にあっては300円の範囲内で規則で定める額を、投球練習場を利用する場合にあっては300円を加算した額とする。
 - 5 会議室を商品の販売、宣伝等の営業行為を伴って利用する場合は、基準額の欄に定めるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

兵庫県立都市公園条例施行規則第5条の2に規定する基準額

兵庫県立都市公園条例規則 別表第4

種別			単位	基準額	
野球場	興行のために	野球に利用する	らとき。	1回につき	23, 900 円
	利用する場合	野球以外に利用	月するとき。	1回につき	35, 100 円
	興行のため以	野球に利用する	Sとき。	1時間につき	1,200円
	外に利用する	野球以外に利用	引するとき。	1回につき	14,600円
	場合				
サッカー場	興行のために	利用する場合		1回につき	21,000円
	興行のため以	外に利用する場	合	1時間につき	1,200円
多目的グラウンド	スポーツに利	用する場合		1ブロックに	200 円
				つき1時間	
	スポーツ以外	に利用する場合		1ブロックに	3,600円
				つき1回	
第2多目的グラウ	スポーツに利	全面積を利用す	^ト るとき。	1時間につき	800 円
ンド	用する場合	2分の1以下の	の面積を利用する	1時間につき	400 円
		とき。			
		4分の1以下の	の面積を利用する	1時間につき	200 円
		とき。			
		全面積を利用す		1回につき	14, 100 円
		2分の1以下の)面積を利用する	1回につき	7,000円
	合	とき。			
		4分の1以下の面積を利用する		1回につき	3,600円
		とき。			
屋内練習場		スポーツに利用	-	1回につき	41,300円
	利用する場合	スポーツ以外に	こ利用するとき。	1回につき	60,900円
	興行のため以	スポーツに利	全面積を利用す	1時間につき	2,400円
	外に利用する	用するとき。	るとき。		
	場合		2分の1以下の	1時間につき	1,200円
			面積を利用する		
			とき。		
			全面積を利用す	1回につき	25, 100 円
		に利用すると	るとき。		
	き。 2分の1以下の		1回につき	12,500円	
面積を利用する					
			とき。		
照明を伴う屋内練	照明器具を 1,	500 ルクス以上	の照度で使用する	1時間につき	300 円
習場の利用の場合	とき。				
の加算	その他のとき	0		1時間につき	200 円

<参考2:使用料>

・都市公園法第5条及び兵庫県都市公園条例第4条の許可申請に伴う使用料 兵庫県都市公園条例 別表第1 (第11条関係)

区分	種別		単位	金	額
ム ガ	生	[ימ.	中 位	甲号	乙号
1 公園施設を設け	標識、ぼんぼり、	恒常的なもの	1基につき1年	円	円
る場合	アーチその他こ				
	れらに類するも			3, 160	1,510
	の	臨時的なもの	1基につき1月	510	310
	営業用ボート		1隻につき1月	3, 420	2,060
	軽飲食店、売店その	の他の常設の工作物	1平方メートルに	3, 430	2,060
	露店その他の仮設工作物		1平方メートルに	45	30
			つき1日		
2 公園施設を管理	軽飲食店、売店そ	恒常的なもの	1平方メートルに	11, 760	10, 380
する場合	の他の建築物		つき1年		
		臨時的なもの	1平方メートルに	220	200
			つき1日		
3 行為の許可を受	展示会その他の催	L	1平方メートルに	30	15
けた場合(1及び			つき1日		
2に該当する場合	その他の営業		1件につき1月	2,570	1,550
を除く。)					
			1件につき1日	170	100

乙号:淡路佐野運動公園

・都市公園法第6条の許可申請に伴う使用料 兵庫県都市公園条例 別表第2 (第11条関係)

種別	単位	金額			
(生力)	- 	甲地	乙地	丙地	
競技会、展示会、博	1平方メートルにつき1	円	円	円	
覧会等の仮設工作物	月	640	390	210	
	1平方メートルにつき1				
	日	40	25	15	

乙地:淡路佐野運動公園

7 指定管理者と県の責任分担

指定管理業務に係る県と指定管理者の責任分担は、次に示す「責任分担表」の通りとします。 なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない事項が生じ た場合は、県と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

責任分担表

	指定管理者	兵庫県		
運営の基本的な考	え方			0
, <u>t</u> , +n	広報		0	
広 報	県広報			0
公園の管理運営	(施設の利用調整、系 苦情対応、安全衛生	川用指導、案内、警備、事故の報告、 管理、利用促進等)	0	
公園施設の維持 管理	(植物の維持管理、清 等、光熱費の支出)	情保、施設保守点検、設備の法定点検	0	
公園施設の法的	施設利用の承認なる		0	
管理	占用、行為許可(※	1)		0
事故・事件対応			0	
	指定管理者の帰責	大規模修繕・中規模修繕(※2)		0
公園施設の改 修、修繕等	事由に基づかない もの	小規模修繕	0	
	指定管理者の帰責事	事由に基づくもの	\circ	
不可抗力(県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自 然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備の修復による経費の増加			(県への報告 ・応急対策)	0
自然災害時、防災	拠点として利用する	間等の業務停止による運営リスク		0
	物品の管理		0	
公園内の物品管 理・修繕		理者の帰責事由に基づくもの(経 等を含む)	0	
	繕 指定管 の(経	協議		
災害対応	公園利用者の安全で	ルの作成、待機連絡体制の確保、 確保、緊急点検の実施、県への報 いらの指定・指示への対応	0	
	災害復旧(本復旧)	工事)		\circ
テロ、暴動、感染症対策等に伴う業務停止等の運営リスク			協議	
指定管理者の帰責事由に基づく兵庫県及び第3者への損害賠償			0	
指定期間中における「公の施設」増築に伴う増加費用や廃止・縮小に伴う損害・増加費用の負担			協調	Ě
市場環境の変化(競合施設の増加、利用者数の減少等)			0	
物価・金利変動に	物価・金利変動に伴う経費の増			
法令の変更		理、運営に影響を及ぼす変更		0
		理に影響を及ぼす変更	\circ	

税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		0
(地間の)を文	上記以外の変更	\circ	
	指定管理者の責に帰すことのできない理		
士+/)屋紅	由により、県からの経費の支払遅延によ		\circ
支払遅延	って生じた事由		
	上記の場合以外	0	
	仕様書等、県が責任を持つ書類の誤りに		
書類の誤り	よるもの		O
音類の説り	事業計画書等、指定管理者が提案した内		
	容の誤りによるもの		
政治・行政上の理由による事			
	木及又寸に ア ア 月 川 吐 貝 ツ 貝 1旦		

- ※1 行為許可の内、都市公園法第7条第6号、兵庫県都市公園条例第4条第1項第4号及び 第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。
- ※2 公園施設の改修、修繕等の項目の大規模修繕・中規模修繕とは日常的な維持管理に必要な修繕業務(施設若しくは設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実施上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むものとする。)の範囲を超える修繕とします。原則、兵庫県が費用負担します。

8 応募方法

(1)募集要項の公開

募集要項は令和4年7月5日(火)から県ホームページに掲載しています。

(2) 管理水準書及び応募書類等の配布

応募に必要な関係書類はCD-Rによる直接配布とします。お手数ですが「14 応募書類配布先」までお越し下さい。

現地説明会申し込み、応募に必要な書類は、県ホームページからはダウンロードできませんので配布場所にてお受け取り下さい。

配布期間:令和4年7月5日(火)から令和4年9月30日(金)までを予定(土日祝除く)

9時~12時、13時~17時

配布場所:「14 応募書類配布先」参照

(3) 応募者の資格

- ①法人格を有する団体(以下「法人」という。)、又はそのグループ
- ②公園又はこれに類する施設に係わる維持管理業務を遂行する能力を有する団体
- ③次に該当する法人は、応募することができません。
 - a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - b 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手 続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事 件(以下「旧更生事件」という)に係わる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法 律第172号。以下「旧法」という)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始 の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をした者又は更生手続開始の 申立てをされた者。

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係わる旧法に基づく

更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係わる同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

c 民事再生法第 21 条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又 は申立てをなされた者。

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係わる同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- d 兵庫県から兵庫県指名停止基準により、競争入札の参加に関して指名停止を受けている者
- e 兵庫県税(個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む)、国税を滞納 している者
- f 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額(資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金及び中小企業においては役員借入金を控除した額とする)を上回っている者。
- g 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている者
- h 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法第42条に該当する者
- i 兵庫県から施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない者
- j 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- k 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体を含む。以下同じ)若しくは暴力団の構成 員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
- 1 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役 員に含む者

(4) グループ応募の場合の条件

- ①複数の法人がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人を定めるとともに構成 団体は連帯して責任を負います。
- ②同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③単独で応募した法人は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④代表となる法人及びグループを構成する法人の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人については、業務遂行上支障がないと県が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。
- ⑤グループにより応募する場合は、その個々の構成員を対象として上記(3)の資格を満た すか否か判断します。

(5) 現地説明会

管理運営対象施設の現地説明会を行います。当日は、募集要項等の資料は配布いたしませんので、事前に上記(2)の資料を入手の上ご持参下さい。

参加希望の方は令和 4 年 7 月 21 日 (木) 17 時まで(必着)に、参加申込書(様式 8)を 「 1 5 申込み・問合せ先」まで E メールにて送付して下さい。参加人数は各法人等(グループごと) 2 名までとします。

なお、暑い時期の開催となりますので、参加される方は熱中症対策など各自体調管理に努めて下さい。また、本県では「夏のエコスタイル」を実施しております。各々のご判断により、ノーネクタイ・ノージャケットの軽装及び歩きやすい靴でお越し下さい。

開催日時:令和4年7月28日(木) 13時半から

集合場所: 淡路佐野運動公園 管理事務所(淡路市佐野新島 9-6)

交通手段:(自動車)神戸淡路鳴門自動車道東浦 IC を左折、国道 28 号を右折、南 (洲本方

面) へ約25分

神戸淡路鳴門自動車道津名一宮 IC を左折、1つ目の信号左折、大谷 交差点信号左折、北へ約15分

(公共交通) 高速舞子バス停から淡路交通バス舞子・津名線で約40分、ボールパーク入口下車徒歩5分

(6) 質問事項の受付及び回答方法など

①質問受付期間:令和4年8月22日(月)9時~令和4年8月26日(金)17時まで(必着)

②受付方法:質問票(様式9)1枚につき1問の質問事項を記入のうえ、「15申込み・問合せ先」までEメールにて送付して下さい。(質問票には、必ず応募書類受取り時に発行する受付番号と応募者毎の通し番号を記入してください。受付番号が無い質問にはお答えしません。)

③質 問 回 答:質問に関する回答は、兵庫県ホームページ

(http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd26/wd26_000000008.html) にて、お知らせします。

(7) 応募書類の受付

①受付期間:令和4年9月21日(水)から令和4年9月30日(金)まで

9 時~12 時、13 時~17 時

※受付期間後は受け付けません。

受付期間後の応募書類の変更及び追加は原則認めません。

②受付場所:「15 申込み・問合せ先」に提出願います。

※提出書類は必ず持参してください。郵送等による書類の提出は受付けません。

(8) 応募書類

以下に示す、 $1\sim10$ の所定の書類を提出して下さい。枚数制限がありますのでご注意下さい。ページ数を入れ、両面印刷とし、簡易な製本(インデックス付き)にして下さい。応募書類 2、3、6、10 については、電子データも提出願います。なお、電子データは、ワード又はエクセル、パワーポイントで作成しデータを CD-R に収容するものとします。

No.	応募書類	様式・枚数制限	電子デー		出部 汝
	7237 1730	1940 C 1949 C 1941 P 4	タ	正	副
1	兵庫県公園施設指定管理者指定申請書	様式1 : 1枚	_	1	1
2	法人の概要 1	様式2 : 1枚	0	1	1
3	法人の概要2 (グループ応募の場合のみ)	様式3 : 1枚	0	1	1
4	共同事業体協定書兼委任状 (グループ応募の場合のみ)	様式4 : 1枚	_	1	1
5	宣誓書	様式5 : 1枚	_	1	1
6	事業計画書及び収支計画書	様式6~7:枚数は項目 により指定があります	0	各 1	各 1
7	・法人、又は団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ・法人、又は団体のパンフレット	任意	_	1	1
8	・応募書類を提出する日の属する事業年度の法人等 の事業計画書又はこれに類する書類及び過去2 か年の事業報告書	任意	_	1	1
9	○法人にあっては、 ・法人の登記簿謄本 ・様式第6号 障害者雇用状況報告書(写) (対象法人のみ)・納税証明書 1)兵庫県税:納税証明書(3) 「5 全税目(個人県民税及び地方消費税を除く)」 2)国税:納税証明書(その3の3)・過去3年間の 1)貸借対照表(直近1年の貸借対照表には法人確定申告に付随する借入金及び支払利子の内訳書を添付すること) 2)損益計算書 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書 ○その他の団体にあっては、 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書	任意 (障害者雇用状況報告書・納税証明書を除く)		1	1
10	・プレゼンテーション資料(事業計画書【プレゼン テーション審査対象】を説明用としてとりまとめ たもの)	様式任意 A3 3枚 文字サイズ 12pt	0	1	1

9 応募に関する留意事項

(1)接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する県職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 追加資料の提出等

県が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングの実施を求めることがあります。

(5) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出して下さい。

(6)費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(7) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用することができるものとします。

(8) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。 また、情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。

(9) 事業計画書記載に当たっての留意点

- ①取組実績等を踏まえてできるだけ具体的に記載して下さい。
- ②業務の内容については「管理水準書」を参照して下さい。
- ③様式に記載された収益事業等について、県の判断により、提案された内容どおりの実施を 認めるものではありません。
- ④利用状況や利用者特性については「資料集」及び「兵庫県立都市公園指定管理者公募公園 の概要」も参考にして下さい。

10 選定方法

(1)選定の手順

①資格審査、申請内容の確認及び照会

応募書類提出後、県の担当部署において資格審査を行います。また、書類内容については、 県の担当部署から確認、照会等を行う場合があります。

②本審査

資格審査通過後、県が設置する指定管理者候補者選定委員会で審査します。

- a 書類審査: 70点
- b プレゼンテーション審査:130点 書類審査点及びプレゼンテーション審査点の合計点で審査します。

【プレゼンテーション審査に当たっての留意点】

資格審査を通過した応募者に対して実施します。

プレゼンテーションは、審査委員において既に「事業計画書」の内容が確認されていることを前提に、その事業計画の特徴や力を置いている点、特に強調したいところなど、応募者としてアピールしたいところをわかりやすく説明してください。

- a 審査は応募者によるプレゼンテーションと委員による質疑応答で行います。
- b プレゼンテーションの時間は15分とさせていただきます。
- c 当日、不参加の場合は、審査の対象外とします。
- d 審査対象書類として、委員には事業計画書とプレゼンテーション資料(A3 3枚)を配付します。プレゼンテーション資料は、事業計画書の中の独自性のある点や重きを置いている点など、特徴ある項目についてわかりやすく記載してください。
- e 審査はプレゼンテーション資料をプロジェクターに投影しますので、それを用いて説明してください。また、パワーポイントや動画等の別媒体を用いることはできません。
- f 応募書類に記載している以上に何かを実施しますという発言は、審査対象外とします。
- g プレゼンテーション審査に所長就任予定者が出席する場合は、冒頭において自らの経験や能力を活かしてどのような公園運営を行いたいのか簡潔にPRして下さい。
- h 詳細につきましては、別途お知らせします。

③指定管理者候補者の選定

まちづくり部次長が議長を務める選定会議で選定委員会の報告を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。県は、この結果を速やかに公表するとともに応募者に通知します。

④指定管理者の指定

議会の議決を経た後、県知事は指定管理者の指定を行います。

(2)審査の基準

指定管理者の審査は、「公の施設の指定管理者の指定等に関する条例」に規定する基準により、審査の視点毎に評価し、総合評価方式で行います。なお、提案された指定管理料が基準額(別添『資料集』の「年度毎の基準額」参照)を超える場合は失格とします。

【条例に規定する指定の基準】

- ① 公の施設の管理の業務に関する計画が、管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- ② 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(3)審査の視点

前述(2)の基準を踏まえ、書類審査、プレゼンテーション審査毎に以下の視点に基づき評価します。

① 書類審査(基礎的な管理運営の審査)

主に事業計画書「1 対象施設の管理運営について」「2 都市公園等管理運営実績について」に記載頂いた内容を以下の視点に基づき評価します。

項目	審査の視点	配点
	・事故防止のための点検・巡回、防犯・防災対策や安全衛生管理(飲	
日常の安全管理	食施設その他の食品提供施設を含む場合)の方針、安全対策の研	5
	修等(救命講習会等)の計画がなされているか	
非常時の対応	・非常時対応マニュアルなどの提案や非常時に備えた訓練、研修、	5
乔帛时 ₍₇₎ 刈心	体制についての提案がなされているか	ΰ
	提出された応募者の決算報告書等の経理書類等から、応募者の経営	
	能力を評価	
	法人:当期一般正味財産増減額の目標達成状況≥0 5点	
	当期一般正味財産増減額の目標達成状況<0 3点	
応募者の経営能力	民間:売上高経常利益率、自己資本比率、総資産額をそれぞれ評価	5
	し、合計値から点数を決定	
	NPO:「NPO法の運用方針」の「報告徴収などの対象となり得る監	
	督基準」に該当しているか、またその他事業で2事業年度連続して	
	利益を上げているかを評価する。	
類似施設の実績	・指定管理者として野球場、サッカー場の管理運営の実績があるか	5
県内に有する本店・支	・代表となる法人又はグループを構成する法人において、県内に本	5
店	店・支店を有しているか	υ

	・公園の現場組織について明確に人数、役割分担が示されているか			
	(所長や主要職員の責務、役割及び経験)			
	・現場以外(本社・本部等)の現場管理支援体制の考え方			
	・所長の都市公園の管理運営に係る資格((技術士 (建設部門:都市			
	及び地方計画、総合技術監理部門:建設)、1級造園施工管理技			
	 士、1級土木施工管理技士、公園管理運営士))もしくは都市公園			
管理運営体制	 の管理事務所長の経験が1年以上ある者の配置状況。	15		
	 ・職員の都市公園の管理運営に係る有資格者((技術士 (建設部門 :			
	理技士、1級土木施工管理技士、公園管理運営士、公認スポーツ			
	施設運営士、公認スポーツ施設管理士、公認トレーニング指導士			
	のいずれか)もしくは都市公園の管理した経験が1年以上ある者			
	の配置状況。			
	・団体等の企業倫理、諸規程の整備や公正労働基準の確保などの法			
	今遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など			
コンプライアンス、社	施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)	_		
会貢献	・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績	5		
	・団体等の社会貢献、CSR、SDGsの計画策定、活動実績につ			
	いて			
	本公園の現指定管理者の管理運営評価(管理者評価)に基づき、実			
本公園の現指定管理に	績年平均で加算する。			
かかる管理運営の実績	S(優)評価:5点、A(良)評価:3点、	5		
評価	B(可)評価:1点、C(不可)評価:0点			
	新規の応募者については、A評価とする			
管理経費の節減努力	2 0 (配点) × 「最低提案額」/「各応募者の提案額」	20		
計				
l .				

② プレゼンテーション審査 (プログラム等の審査)

主に事業計画書「3 公園の管理運営の基本方針について」に記載頂いた内容を以下の視点で評価します。

審査の項目	配点	審査の視点
管理運営方針		公園の設置目的を適切に捉え、それに対応した管理運営
		方針が提案されているか
	10 点	【設置目的】
		淡路地域のスポーツ・レクリエーション拠点、地域の防
		災力向上、地域間交流、地域活性化
維持管理·運営管理業務		管理水準書に示す作業内容の提案
の実施方針		・施設、機械設備管理及び修繕の実施方針の提案
		・清掃管理の実施方針の提案
		・作業時の利用者や作業者の安全管理の提案
		・老朽箇所改修の提案
		また、上記の提案内容が以下のような提案であれば、さ
	30 点	らに評価を行う。
	30 m	・管理方法や頻度の変更により、公園利用者の利便性の
		向上や新たな魅力を付与する提案
		・場所の特性に合わせメリハリをつけた管理頻度の設定 により、公園全体として管理レベルを確保する提案
		例)利用されていないトイレの清掃頻度を減らし、よく
		利用されるトイレの清掃頻度を増やす 等
		※管理水準書に示す作業方法、頻度は変更できるものと
		する
		・高齢者・障害者・幼児などの利用に配慮した対応、一
		部利用者の利用が他の利用者の迷惑とならないような
		対応など、誰もが利用しやすくなるような内容となっ
平等利用の確保や利用者	10 点	ているか
サービスの向上策	10 /5%	・接客対応及び利用指導に関する体制、マニュアル、研
		修等の具体的な提案がなされているか
		・利用者ニーズ、苦情、リクエスト等を把握し、迅速に
		対応及び反映ができる仕組みや体制になっているか
兵庫県立都市公園の整		別表1を参照
備・管理運営基本計画の	80 点	具体性・実現性・効率性等の観点から審査
実現性		
計	130 点	

兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画の実現性の視点(淡路佐野運動公園)

目標	方針	視点	配点
活力あふれる地域づ くりに資する公園	地域の活性化をもたらす公園づくり 元気で健康的な生活に資する公園づくり	・スポーツ施設利用と連携した合宿利用の促進など地域 活性化に資する提案 ・多世代の多様な特性を持った人が参加できるニュース ポーツ等のプログラム提案や生涯スポーツを通じた心 身の健康づくりの場の提案	20 点
子育でに資する公園	子育て世代を支援する公園づくり 子どもを育む公園づくり 3世代が楽しめる公園づくり	・公園資源を生かした子育て世代を支援するプログラム の推進(屋内練習場を用いた未就学児向けプログラム の実施など) ・野外活動やスポーツを通じた心身の育成	10 点
環境との共生に資す る公園	自然環境等を守り・生かす公園づ くり	・自然環境や景観の保全 ・自然エネルギー等の活用の推進 ・SDGS 等、自然環境に配慮した提案	5 点
安全安心な地域づく りに資する公園	安全な暮らしを支える防災拠点 としての利活用 安心地域づくりに役立つ公園づくり 誰もが楽しく安心して利用でき る公園づくり	・防災拠点としての機能維持及び防災に係るイベント等による防災意識の啓発推進に資する提案 ・コロナ禍をきっかけとした安全・安心対策の推進に資する提案	10 点
持続可能なパークマ ネジメントの推進	より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫 県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫 効果的な広報の推進	・人材育成、管理運営協議会、新たな財源確保などの取り組みの推進に資する提案 ・地域の催事、手作りイベント、緑化ボランティアなど、 県民の参画と協働の仕組みづくりの推進に資する提案 ・時代に即した手法、効果的な情報発信など効率的な広報の推進に資する提案	10 点
特色ある提案		以下の項目のような事業者のアイデア・ノウハウを活かした提案 ・既存施設の修繕、機能アップを併せて行う利用促進事業の提案 ・公園への還元を併せて行う収益事業の提案 ・利用者ニーズに対応した多様な収益事業の提案 ・ポストコロナ社会における公園の新たな利活用方法を含めた管理運営方法の提案 ・利用者の利便性向上のための夜間の利用促進の提案 ・利用率の低い平日や冬期の利用促進の提案 ・従来のサッカーや野球などの競技利用だけでなく、多様な利用(屋内練習場を用いたフットサルやブラスバンド等の利用)を促進する提案 ・競技者だけでなく観戦者・随行者の快適な公園利用に資する提案	25 点
計			80 点

[※] この表は、「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の「第3章 基本方針」に基づいています。

11 スケジュール (予定)

募 集 の 開 始 : 令和4年7月5日(火)

募集要項等配布期間: 令和4年7月5日(火)~9月30日(金)

現 地 説 明 会 : 令和4年7月28日(木)

質問事項の受付期間: 令和4年8月22日(月)~8月26日(金) 質問の回答: 令和4年8月29日(月)~9月5日(月) 応募書類受付期間: 令和4年9月21日(水)~9月30日(金)

募 集 の 終 了 : 令和4年9月30日(金) プレゼンテーション審査: 令和4年10月中旬~下旬

選定結果の公表、応募者への通知:令和4年11月下旬

兵庫県議会における議決: 令和4年12月中旬 指 定 管 理 者 の 指 定 : 令和5年1月中旬 協 定 の 締 結 : 令和5年1月下旬

業務引継ぎ: 令和5年1月中旬~3月下旬

指定管理者による管理の開始: 令和5年4月1日より

※スケジュール (予定) は、応募状況等により一部変更する事があります。

スケジュール等の変更は兵庫県ホームページ

(http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd26/wd26_000000008.html) にて、お知らせします。

12 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理業務及び収益事業等に関し、協定を締結します。

なお、指定管理者の指定については、優先交渉権者に協定の交渉の第一優先交渉権を付与 したもので、令和5年3月31日までに合意に至らなかった場合は、次点交渉権者に交渉権が 移行するものとします。

(1)協定事項

県が示す応募書類に基づき、県と協議の上で指定管理者が行う具体的な業務内容を決定し、協定を締結します。協定は、基本協定と年度協定に区分し、それぞれ、次の事項より、県が認める項目を規定するものとします。また、協定に併せて、暴力団排除条例、県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱に関する事項について記載した誓約書の提出を求めます。

①基本協定

a 総括的事項

協定の趣旨、指定管理者が行う業務の内容、指定期間、事業計画、責任者及び必要な 職員の配置に関する事項等

b 業務の実施体制に関する事項

関係法令等の遵守、利用の事務を行わない日及び窓口受付時間等、業務履行における 指定管理者の義務、県有財産及び県有物品の使用の承認又は貸付け、業務により取得し た物品類の帰属、緊急時の対応等

c 業務の実施に関する事項

業務の水準の確保に関する事項(管理運営基準、事務処理要綱等)、施設・物品の改

修・修繕に関する事項

d 経費に関する事項

指定管理料の支払い方法、利用料金収入の取扱い、指定管理者の経理に関する事項、 管理に必要な物品等の扱い等

e 指定管理者提案事業に関する事項

実施する事業に関する事項、作業計画に関する事項、実施条件等

f 業務の報告及び監督に関する事項

事業報告書の提出に関する事項、業務の実施状況に関する報告、事故の場合の報告に 関する事項、県による履行確認に関する事項

g 損害賠償及び不可抗力に関する事項

損害賠償に関する事項、第三者への賠償に関する事項、保険に関する事項、不可抗力 発生時の対応に関する事項

h 指定の取消し及び業務の停止に関する事項

指定の取消し及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消し等による損害賠償に関する事項等

i 指定期間終了に伴う措置に関する事項

原状回復に関する事項、事務の引継ぎに関する事項、財産の処理に関する事項等

- j 協定の実施に伴う細目的事項
- k 報告書等の提出の具体的な時期等
- 1 全業務の第三者への包括委任の禁止に関する事項
- m 個人情報の保護に関する事項
- n 情報の公開に関する事項
- o 行政手続きに関する事項
- p 公益通報者保護に関する事項
- q 適正な労働条件の確保に関する事項
- r その他の事項

権利義務の譲渡の禁止、疑義の取扱い等

②年度協定

- a 当該年度の指定管理料に関する事項
- b 当該年度の実施業務の範囲等に関する事項
- c その他必要な事項

③誓約書

- a 兵庫県暴力団排除条例に関する事項
- b 県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱に関する事項

(2)協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、県はその 指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ①正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ②財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。

- ③著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④応募資格を喪失したとき。
- ⑤誓約書を提出しないとき。

13 その他

(1) 事業報告

指定管理者は、四半期毎に事業実施状況を県に報告するものとします。加えて会計年度終 了後、50日以内に事業報告書及び決算報告書を作成し、提出するものとします。

また、県は、公園管理に適正を期するため、指定管理者の業務及び経理に関し、定期又は 臨時に報告を求め、必要に応じてその管理する施設に立ち入って実地に調査し、又は必要な 指示を行うことができるものとします。

(2) 自己評価

指定管理者は、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、事業報告書の作成・報告、利用者満足度調査の実施、苦情・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、毎年度、管理運営に関する自己評価を実施し、県に報告しなければなりません。なお、利用者満足度調査については、以下を目標にアンケート調査を実施し、その結果を自己評価に反映させなければなりません。また、調査項目、調査日については、県と協議の上決定することとします。

【年間目標調査数】

- ①公園利用アンケート:200人(通年)
- ②イベントアンケート:200人(原則2回:春、秋のイベントで各1回)
 - ※ 「指定管理者制度に関するガイドライン」は兵庫県のホームページに掲示しています。 HPアドレス: https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/pa06_000000001.html なお、指定管理期間中に、外部有識者による管理運営状況評価を実施します。

(3) 実績評価及び指定管理者への罰則

県は、指定管理業務の水準を確認するため、事業報告書や実地調査の結果等に基づき、実 績評価を行います。

実績評価の結果、指定管理業務が管理水準書や協定に定める基準を満たしていないと認められるときは、県は必要な改善措置を講じるよう指示し、それでも改善が見られない場合は施設利用者の利用に当たっての支障の程度に応じて、実績を公表するとともに指定管理者に以下の罰則措置を講じるものとします。

- ①次回の指定管理者選定(公募)時の評価へ反映
- ②違約金の支払い
- ③管理業務の全部または一部の停止

また、著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるときは、県は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 疑義等についての協議

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意を 持って協議するものとします。

(5)業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引継ぐ必要があるときは、円滑に引継ぎを行わなければなりません。なお、引継ぎに伴う経費は、次期指定管理者の負担とします。また、引継ぎは、県と新旧指定管理者の3者が十分に連携して行うものとし、県は進捗管理や必要に応じて立ち会いを行うものとします。

指定管理者が新たに職員を雇用する場合は、現指定管理者の下で管理運営業務に従事する 職員のうち、継続雇用を希望する者の雇用に一定配慮してください。

14 応募書類配布先

① 兵庫県まちづくり部公園緑地課企画管理班 (兵庫県庁1号館 11階)

住 所:〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

担当者:守、上田

電 話:代表078-341-7711 (内線4484)

②兵庫県淡路県民局洲本土木事務所 管理第1課

住 所:〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

担当者:片岡、藤代

電 話:0799-26-3226

15 申込み・問合せ先

兵庫県まちづくり部公園緑地課企画管理班 (兵庫県庁1号館 11階)

住 所:〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

担当者:守、上田

電 話:代表078-341-7711 (内線4484)

E-mail: kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp